

「太陽光発電設備導入推進に向けた調査・検討業務」に係る質問・回答

令和5年4月21日

No	質問	回答
1	【仕様書5（3）関係】 課題解決策の提案・とりまとめに「課題解決策を具体化するための制度の設計」とあるが、本業務内（今年度中）に制度設計までを完了する計画か。	原則、お見込みのとおりですが、「業務実施の方向性」や「検討会議」の議論の深度によっては、発注者と受注者で協議のうえ、制度の設計まで完了せず、制度の大綱の整理等までとするなど考えられます。
2	【仕様書3関係】 「再エネの設置に適した場所等にかかる導入ポテンシャル調査等に基づき」とありますが、これは業務受注後に過年度の調査結果等を貸与されるものか。もしくは本業務内での検討範囲となるか。	本業務内での検討となりますが、本業務においては、全体的、網羅的なポテンシャル調査ではなく、「業務実施の方向性」を踏まえた課題解決策の達成可能性を判断するために必要な範囲で実施することを想定しています。
3	【仕様書5（3）関係】 検討会議3回を予定しているが、会議回数が増加した場合は増額の対象となるか。 また、テーマ部会を設定したことによる会議回数が増加した場合も増額の対象か。	業務の他の実施内容も含め、契約金額の範囲内で、発注者と受注者で協議のうえ、回数を変更することも考えられます。
4	【仕様書5（3）関係】 検討会議のメンバーについては、協議のうえ決定するとありますが、概ねの人数は決まっているか。また、環境審議会や再エネ審議会のメンバーとの重複は可能か。	人数は決まっています。企画提案内容も踏まえ、発注者と受注者で協議のうえ、決定することを考えています。 なお、本業務における検討と並行し、再エネ審議会等にも意見聴取を行う予定ですので、必要が無い限り再エネ審議会の委員との重複は考えていません。
5	【仕様書5（3）関係】 検討会議メンバーへの謝金について、金額は決まっているか。	附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年十月一日宮城県条例第六十九号）別表の「宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会の委員」（1回11,600円）を準用することとします。
6	【企画提案募集要領別紙6関係】 検討体制の構成案とは、仕様書の検討会議のイメージにある検討会議のメンバーという理解でよいか。	お見込みのとおりです。
7	【企画提案募集要領別紙7関係】 （1）の実施体制は受注者の実施体制という理解でよいか。	お見込みのとおりです。
8	【企画提案募集要領別紙8関係】 「仕様書の項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、費用の内容、積算根拠が分かるように記載すること」とのことだが、仕様書の項目ではなく、提案内容を踏まえた詳細な細目での項目に基づく見積りでもよいか。	業務の内容に応じた数量、単位、単価等を評価することができる内容であれば、提案内容を踏まえた見積りでも構いません。